

7 その他

新規

定額減税補足給付事業

130,670 千円 予算書 61 ページ 《 担当 市民税務課 》

国の総合経済対策の一環として、所得税 3 万円・住民税 1 万円（扶養親族 1 人増えるごとに上乗せ）の定額減税が実施されます。本事業は、令和 6 年度個人住民税所得割課税者のうち、令和 6 年推計所得税額（令和 5 年分所得税額）又は令和 6 年度個人住民税額が定額減税額を下回る方に対し、その差額を給付します。